

令和7年度桶川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年4月3日

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、桶川市の全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市においては調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害福祉サービス事業所等」

- ア) 就労移行支援事業所
- イ) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ) 生活介護事業所
- エ) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ) 地域活動支援センター
- カ) 「障害者基本法」に基づく助成を受けている小規模作業所

（2）「障害者を多数雇用している企業等」

- ア) 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ) 重度障害者多数雇用事業所
 - ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

（3）「在宅就業障害者等」

- ア) 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

（１）物品

- ・ 食品類（パン、焼き菓子、マドレーヌ、ケーキ、お弁当、非常食など）
- ・ 縫製品（ふきん、巾着など）
- ・ 紙製品等（紙すき名刺・ぽち袋など）
- ・ 生活雑貨・小物雑貨（ぞうきん、ふきんなど）
- ・ 印刷製品（広報誌、ポスター、リーフレットなど）
- ・ プリント製品（のぼり旗、エコバック、プリントＴシャツなど）
- ・ 農作物（花苗、野菜苗、プランターなど）

（２）役務

- ・ 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、組立など）
- ・ 草刈・清掃作業
- ・ 分別作業

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和７年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 ６，１００万円以上

〈 個別目標 〉

	種別	調達品目等	調達目標額
物品	印刷	ポスター、リーフレット、台帳 ファイル、受給者証、封筒	１０，０００円
役務	分別作業	廃棄物の選別作業等	６１，０００，０００円

7 調達の推進方法

- （１）桶川市契約規則（昭和３９年規則第８号）別表に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

- (2) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等、及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。